
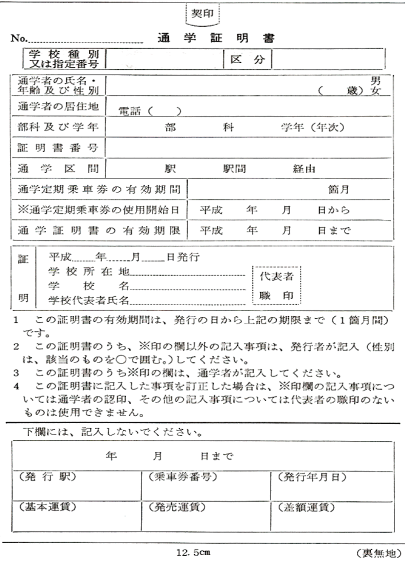


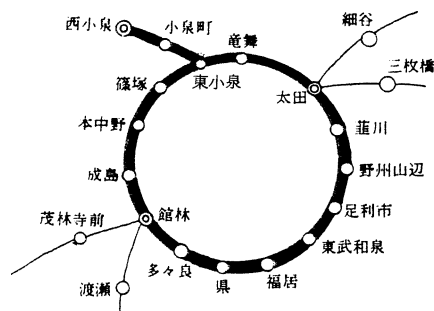
改正 (前略)	現行 (前略)
<p style="text-align: center;">(通学定期乗車券の発売) [連規準用]</p> <p>第36条 指定学校の学生（第40条第1項1号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児が、次の各号の定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したときまたは第170条第1項2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月・3箇月または6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合</p> <p>(3) 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表</p>  <p style="text-align: right;">(裏無地)</p> </div> <p>備考 (1) 必要により、様式の上 部余白に学校のもより駅 欄を印刷する。</p> <p>(2) 通信による教育を行な う学校で面接授業または 試験を在籍校所在地と異 なる場所で行なう場合は 、学校所在地欄の在籍校 所在地住所上部に面接授 業または試験会場とかつ こ書きし、当該面接授業 または試験会場所在地住 所を記入する。</p>	<p style="text-align: center;">(通学定期乗車券の発売) [連規準用]</p> <p>第36条 指定学校の学生（第40条第1項1号に規定する学生を除く。）・生徒・児童または幼児が、次の各号の定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したときまたは第170条第1項2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月・3箇月または6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校もより駅との相互間を通学のため乗車する場合</p> <p>(2) 100km以内の区間を常時、区間および経路を同じくして順路により乗車する場合</p> <p>(3) 通学証明書の様式は、次のとおりとする。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p>表</p>  <p style="text-align: right;">(裏無地)</p> </div> <p>備考 (1) 必要により、様式の上 部余白に学校のもより駅 欄を印刷する。</p> <p>(2) 通信による教育を行な う学校で面接授業または 試験を在籍校所在地と異 なる場所で行なう場合は 、学校所在地欄の在籍校 所在地住所上部に面接授 業または試験会場とかつ こ書きし、当該面接授業 または試験会場所在地住 所を記入する。</p>

改正

(中略)

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第 159 条 次に掲げる図の太線区間にある駅発または着の普通乗車券・定期乗車券および回数乗車券を所持する旅客は、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。ただし、う回乗車区間内では、途中下車することができない。



(環状線区間における他経路乗車の取扱い)

第 159 条の 2 前条の図に掲げる太線区間を通過する乗車券を所持する旅客については、乗車券面に表示された経路にかかわらず、多々良經由または成島經由のいずれの経路でも乗車の取扱いをする。ただし、他経路乗車中の途中下車の取扱いはしない。

第 160 条 削 除

(後略)

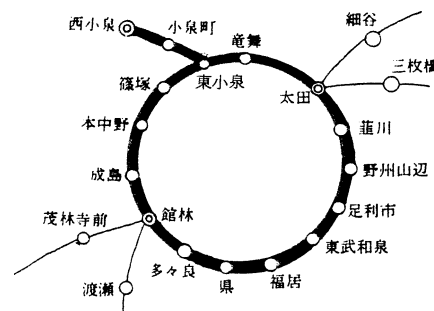
現行

(中略)

(特定区間発着の場合のう回乗車)

第 159 条 次に掲げる図の太線区間にある駅発または着の普通乗車券を所持する旅客は、その乗車券の券面に表示された経路にかかわらず、う回して乗車することができる。

ただし、う回乗車区間内では、途中下車することができない。



2 前項に掲げる図の太線区間内にある駅発または着の普通乗車券を所持する旅客が、前項の規定により、う回乗車した場合において、そのう回中の途中駅に下車したときは、区間変更として取扱う。

(特定区間における区間外乗車の取扱い)

第 160 条 篠塚・竜舞間を東小泉経由で乗車する乗車券を所持する旅客に対しては、途中下車をしない限り、別に旅客運賃を収受しないで、東小泉・西小泉間往復区間外乗車の取扱いをする。

(後略)

附則

この通達は、2024年4月1日から実施する。